

13. 生涯学習

(1) 社会経済動向の概要

【近年の社会動向】

①生涯学習振興

- ・中央教育審議会から平成 20（2008）年2月『新しい時代を切り開く生涯学習の振興方策について』が答申され、一人ひとりの生涯を通じた学習を支援し、その成果が適切に活かされ、社会全体の教育力が向上する知の循環型社会の構築に向けた生涯学習の取組が展開されることとなった。

②スポーツ振興

- ・スポーツ振興基本計画に則り、子どもの体力向上、生涯スポーツ社会の実現に向けた環境整備、さらに国際競技力の総合的な向上方策の3方策における政策目標を掲げ、目標達成に向けた政策展開を図ることとなった。

③文化振興

- ・文化芸術は、国民全体の社会的財産であり、「文化力」として経済と密接に関連しあうことから、文化芸術で国づくりを進める「文化芸術立国」を目指した振興方策を講じることとしている。また、アニメ、ゲーム、漫画等ポップカルチャーの世界的評価を受けて、産業やコミュニティの再構築などへの活用が図られることとなった。



【課題】

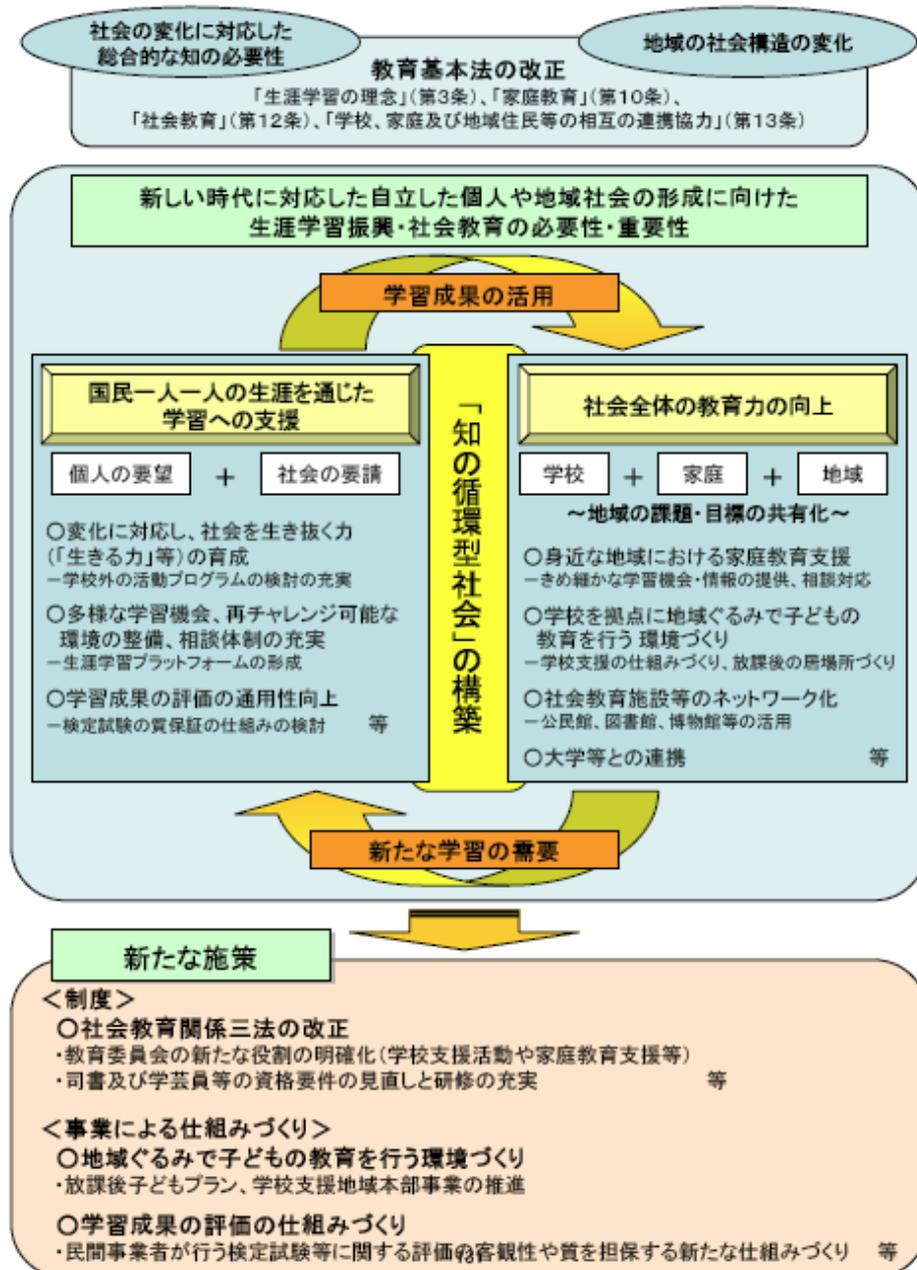
- *生涯にわたって学習することができる社会の実現のための多様な学習の場や機会の充実に努めるとともに、社会の要請に応じた学習内容・プログラムの創出が必要である。また、学習成果を適切に活かし、職場や地域社会等に還元することによって、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった体制の構築が必要である。
- *スポーツ振興については、学校と地域の連携、総合型地域スポーツクラブの育成などにより、スポーツに取り組む地域の体制や施設など環境の整備充実を図ることが必要である。
- *文化芸術については、産業やコミュニティ再構築への活用を図っていくことが必要である。また、歴史的町並みや伝統文化など文化資源についても再評価し、地域の魅力や活力を生む上で有効に活用していく視点が必要である。

(2) 個別分野の内容

① 生涯学習振興

中央教育審議会から平成 20（2008）年 2 月『新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～』が答申された。同答申では、教育基本法の改正によって新たに設けられた生涯学習の理念等を受けて、社会の変化や要請に対応するために国民一人ひとりの生涯を通じた学習を支援し、その成果が適切に活かされ、社会全体の教育力が向上するための『知の循環型社会の構築』を目指した生涯学習振興方策について提言している。

図表 13-1 答申の主なポイント



出典) 文部科学省「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～（答申）」の概要（平成 20 年 2 月）

② スポーツ振興

スポーツ振興法の規定に基づき、平成 12（2000）年 9 月に策定（平成 13（2001）年度～平成 22（2010）年度の 10 年計画）したスポーツ振興計画が、計画策定から 5 年が経過したことに伴って、平成 18（2006）年 9 月に計画を改定し、政策目標とそのための施策について示している。

図表 13-2 スポーツ振興基本計画の概要

<p>1. スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策 政策目標：子どもの体力について、スポーツの振興を通じ、その低下傾向に歯止めをかけ、上昇傾向に転ずることを目指す。【平成 18（2006）年 9 月の改定で追加】 【政策目標達成のため必要不可欠である施策】 ①子どもの体力の重要性について正しい認識を持つための国民運動の展開 ②学校と地域の連携による、子どもを惹きつけるスポーツ環境の充実</p> <p>2. 生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策 政策目標：生涯スポーツ社会の実現のため、できるかぎり早期に、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率が 50%となることを目指す。【平成 12（2000）年度：37.2%→平成 17（2005）年度 44.4%】 【政策目標達成のため必要不可欠である施策】 ○総合型地域スポーツクラブの全国展開 ①平成 22（2010）年までに、全国の各市区町村において少なくともひとつは総合型地域スポーツクラブを育成。（将来的には中学校区程度の地域に定着） ②平成 22（2010）年までに、各都道府県において少なくともひとつは広域スポーツセンターを育成。（将来的には広域市町村単位に設置）</p> <p>3. わが国の国際競技力の総合的な向上方策 政策目標：オリンピックにおけるメダル獲得率が、夏季・冬季合わせて 3.5%となることを目指す。 【アトランタ+リレハンメル：1.85%→アテネ+トリノ：3.22%】 【政策目標達成のため必要不可欠である施策】 ①ジュニア期からトップレベルに至るまでの一貫指導システムの構築 ②ナショナルトレーニングセンター中核拠点施設の早期整備と競技別強化拠点の指定と支援 ③指導者の養成・確保（専任化の促進、ナショナルコーチアカデミー制度の創設等）</p>
--

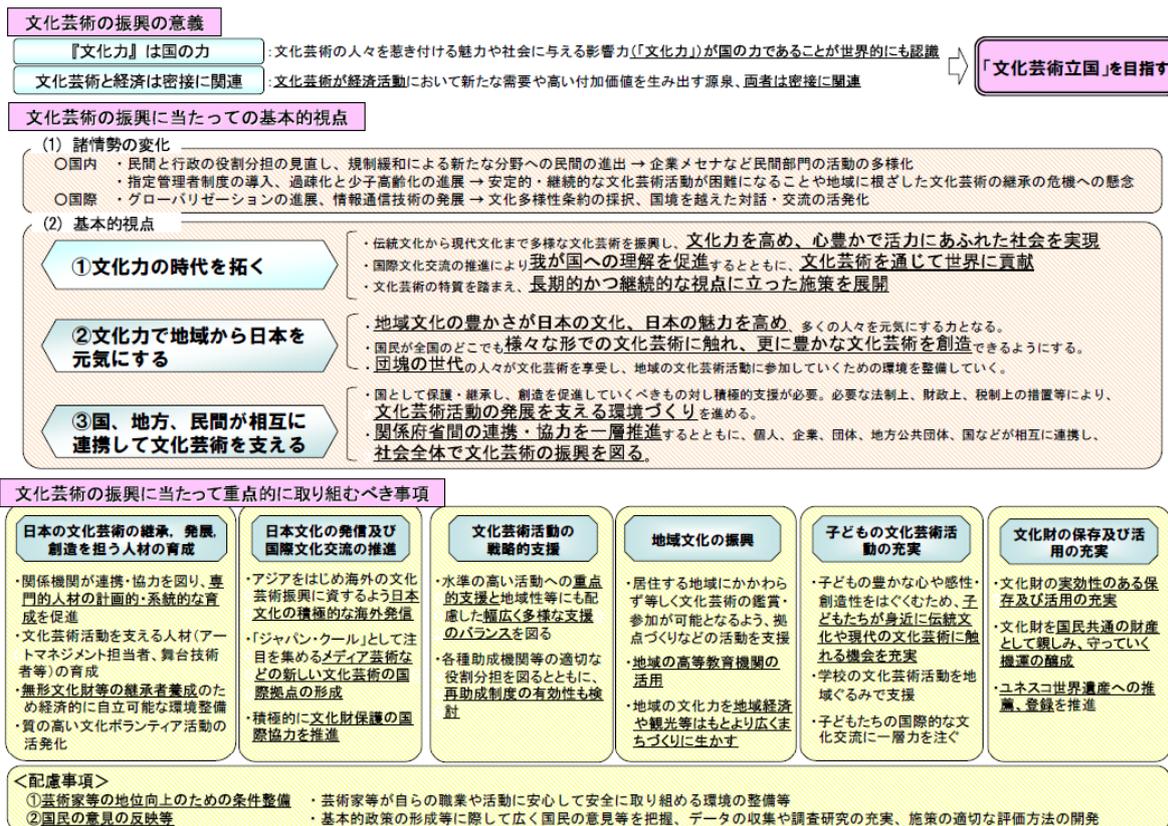
資料) 文部科学省スポーツ・青少年局企画・体育課資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

③ 文化振興

文化芸術振興基本法に基づき閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 2 次基本方針）」（平成 19（2007）年 2 月）では、文化芸術は国民全体の社会的財産であり、人々を引き付ける魅力や社会に与える影響は、「文化力」として経済活動と密接に関係しあうことから、その振興による「文化芸術立国」を目指すこととしている。

また、安倍前内閣が設置したアジア・ゲートウェイ戦略会議では、近年、アニメ、ゲーム、マンガ等の日本のポップカルチャーやライフスタイルが世界で高く評価されていることを受け、アニメや音楽などのコンテンツ、食文化や伝統文化などについて、国際競争力や世界への情報発信力を強化するため「日本文化産業戦略」（平成 19（2007）年 5 月）を策定している。同戦略では、地域の文化資源の価値を再評価し、観光資源としての活用や産業化、あるいはコミュニティの再構築など、地方自治体が自らこれらを戦略的に活用していく視点が重要としている。

図表 1 3-3 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）の概要



出典) 文部科学省資料(中央教育審議会 教育振興基本計画特別部会(第2回) 配付資料)

図表 1 3-4 アジア・ゲートウェイ戦略会議「日本文化産業戦略」(抜粋)

「文化資源」は、日本各地域に存在。歴史的文化資産や町並み、景観、伝統文化・伝統芸能、米をはじめとする多様な食文化などの地域の「文化資源」の価値を再評価し、有効に活用することは、地域の活性化にも結びつく。今後、地域経済や地域社会において、地域に根ざした伝統文化・芸能をはじめとする「文化資源」の持つ価値は益々その重要性を増す。観光資源としての活用や産業化、あるいはコミュニティの再構築など、各自治体が自らこれらを戦略的に活用していく視点が重要。

資料) アジア・ゲートウェイ戦略会議「日本文化産業戦略」(平成19年5月)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成